

第44期 中間決算公告

平成21年12月30日
東京都千代田区丸ノ内3-4-1(新国際ビル)
株式会社 韓国外換銀行 在日支店
日本における代表者 朱 在仲

第2 平成21年9月30日現在中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 領	科 目	金 領
現 金 預 け 金	5,499	預 謙 渡 性 預 金	47,798
コ 一 ル 口 一 ン		コ 一 ル マ ネ 一	5,000
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
債 権 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		債 権 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
買 入 手 形		売 渡 手 形	
買 入 金 錢 債 権		コ マ 一 シ ャ ル ・ ペ ー パ 一	
商 品 有 価 証 券		借 用 金	15,822
金 錢 の 信 託		外 国 為 替	1,865
有 価 証 券	3,833	そ の 他 負 債	475
貸 出 金	64,574	未 決 済 外 国 為 替 借	937
外 国 為 替	4,791	賞 与 引 当 金	
そ の 他 資 産	286	退 職 紹 付 引 当 金	201
未 決 済 外 国 為 替 貸	936	特 別 法 上 の 引 当 金	19
有 形 固 定 資 産	330	繰 延 税 金 負 債	
無 形 固 定 資 産	236	負 の の れ ん	
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	2,190
支 払 承 諾 見 返	2,190	△ 1,409 本 支 店 勘 定	21,104
貸 倒 引 当 金		16,215 小 計	95,415
本 支 店 勘 定		利 益 準 備 金	2,011
		中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	101
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 41
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
合 計	97,487	合 計	97,487

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 (1) 繼続企業の前提(会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑問を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 :該当なし
 - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 :該当なし
 - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 :該当なし
 - 当該重要な疑義の影響を財務諸表への反映の有無 :該当なし
- 次に掲げる会計方針に関する事項
 - 有価証券の評価基準及び評価方法 :その他の有価証券－評価後、その他有価証券評価差額金算入
 - 有形固定資産の減価償却の方法 :定率法
 - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 :期末のTT仲値
 - 貸倒引当金の計上方法 :債権分類に応じた比率に基づき計上
 - 追徴給付引当金の計上方法 :期末裏支給額の100%
 - リース取引の処理方法 :経費処理
 - ヘッジ会計の方法 :該当なし
 - 金銭の信託の評価基準及び評価方法 :該当なし
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 :金融商品会計に関する実務商品会計に関する実務指針に基づく時価会計
 - その他採用した重要な会計方針 :該当なし
- 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く)
 - 会計方針又は記載方法を変更したときは、(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る中間財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違があるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容 :該当なし
 - 表示方法を変更したときは、その内容 :該当なし
- 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第6条の4第1項及び第2項に既定する有価証券に関する事項
- 貸出金のうち破綻前債権(該当無し)、延滞債権(2,004百万円)、3ヶ月以上延滞債権(830百万円)及び貸出条件緩和債権(3,848百万円)の額並びにその合計額(6,882百万円)なお、それぞれの定義は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。
- 有形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨、ただし、その変更が極めてあるときは、この限りでない。 :該当なし
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 :減価償却累計額(291百万円)、圧縮記帳額、該当無し
- 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額、ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保された預金の額を超えないものに限る)は、この限りでない:該当なし
- 支店の代表者に対する金銭債権額、ただし、預金はこの限りでない。 :該当なし
- 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 :該当なし
- 重要な争議事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 :該当なし
- 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 :該当なし
- 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
 - 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項 :該当なし
 - 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつてつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額 :該当なし
 - 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 :該当なし
- 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債その金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

平成 21 年4月 1日から
第3 中間損益計算書
平成 21 年9月30日まで

(単位: 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,866
資 金 運 用 収 益	2,410
(う ち 貸 出 金 利 息)	(961)
(うち有価証券利息配当金)	(65)
役 務 取 引 等 収 益	256
そ の 他 業 務 収 益	130
そ の 他 経 常 収 益	69
経 常 費 用	2,627
資 金 調 達 費 用	1,763
(う ち 預 金 利 息)	(178)
役 務 取 引 等 費 用	37
そ の 他 業 務 費 用	
営 業 経 費	452
そ の 他 経 常 費 用	374
経 常 利 益	239
(又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	170
特 別 損 失	
税 引 前 中 間 純 利 益	409
(又は税引前中間純損失)	
法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税	
法 人 税 等 調 整 額	
中 間 純 利 益	409
(又 は 中 間 純 損 失)	
前 期 繰 越 利 益 金	
(又は前期繰越損失金)	(308)
積 立 準 備 金 積 立 額	
積 立 準 備 金 取 崩 額	
本 店 へ の 送 金	
(本店からの補てん金)	
中 間 未 処 分 利 益 金	101
(又 は 中 間 未 処 分 損 失 金)	

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
(1) 直接経費(派遣職員給与等)
(2) 間接経費割当額 : 39百万円
- 3 法令に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。